



全国五道中最初に一部開通した九州自動車道
(北熊本サービス・エリア)

日本列島の中心部から遠く産業の立地条件と市場性に恵まれない本県は、高速道路、新幹線鉄道、空港など高速、高能力の輸送システムなどによって、時間的、経済的距離の大幅な短縮を行ない、これと各地域を結びつける基幹交通網を整備して総合交通体系の整備を図り、住民生活の利便と産業の立地条件の向上に努めるのが急務と考えます。

空港、縦貫道の一部開通により、高速交通システムの利便さを若干は経験していますが、四十八年度は更に一層の努力を傾けて、その完成を目指します。

★九州新幹線鉄道の熊本延長促進……三百三十九万円

九州新幹線鉄道については、四十七年度に東北、北海道、北陸の各新幹線とともに国の調査費六億円（国鉄、鉄建公団それぞれ三億円）が計上され、昭和四十七年六月二十九日に基本計画が決定し、現在、整備計画決定のための対応調査として、輸送力、地形、地質技術開発、建設費等に関する調査が国鉄と鉄建公団において実施されています。

今後工事着手までには、整備計画の決定と工事実施計画の認可が必要ですが、しかし、国の四十八年度予算で、北海道、東北、北陸、長崎の各新幹線とともに百億円の事業費がついたことにより、四十八年度内における工事着手の見通しが明るくなりました。

九州新幹線は、福岡市から鹿児島市まで約二百六十五キロメートルを四十七年

度から五十四年度までに完成させる予定ですが、山陽新幹線の建設が当初の予定より早くなり、四十九年末には開通する予定ですので、九州新幹線の着工に空白を生じないよう早期着工を強力に中央に働きかけたかと考えております。

★本州・四国・九州連絡新幹線鉄道建設促進……五十六万円

現在九州の横の連絡は、意外に時間を要し、熊本宮崎間にはやと高千穂線の認可を得ました。そこで、熊本、大分、四国、関西の新幹線構想の具体化を図ります。

★九州縦貫自動車道・中九州横断自動車道建設促進……三百四十三万円

九州縦貫自動車道は昨年十月南関植木間が開通したことにより、南関植木間三六・二キロメートルは既に供用されていますが、熊本以南については、松橋まで現在工事中であり、松橋八代間は用地買収中です。八代〜えびの間は整備計画未定ですが、その早期決定に努力しています。一方、長崎、熊本、大分各市を結び、四国を経て関西に至るルートも具体化も図ります。

★新空港関連整備……八千九十五万円

四十八年度はジャンボ級の大型機導入を前提とするエプロンの拡張が実現します。また、空港監視レーダーの発注のほか、空港運用時間が二時間三十分延長される予定です。そこで県は今後の空港の発展を見越して駐車場拡張などターミナルエリアの用地取得や国内線、国際線の誘致促進などに努めます。



集団移転予定地（点線の左側を埋立）

昭和四十七年七月の集中豪雨により、天草上島では死者百十二名、家屋の全半壊流失七百五十戸という壊滅的な災害をうけました。

この災害によって壊滅した村落を再建し、住民の生命身体および財産を災害から守るため、県は、直ちに災害復興本部を組織して、復興のための国の財政援助を得るよう努力した結果、昨年末の国会で「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」の制定、公布をみました。

上天草地区の姫戸、竜ヶ岳、倉岳の三町は、この法律に基づいて被災住民の集団移転計画を策定し、昭和四十八年度から二年計画で、海面埋立十三ヶ所内陸一ヶ所計十四ヶ所二十二万四千平方メートルの住宅団地を造成し、そこに約五百八十戸の住宅を建設することになりました。

この事業には住宅団地の造成、住宅団地内の道路、飲用水供給施設、集会所等公共施設整備、移転者への助成等に総額十八億七千万円の経費を必要とします。

これに対して国は四分の三の補助をしますが、地元町の財政負担も相当な額に達しますので、県は、

- ① 国の補助対象事業の限度を超える分
- ② 地元負担の中で起債の対象とならない分
- ③ 集団移転事業を円滑に促進するため町単独で行なう事業で国の補助対象と

ならない事業

に対してそれぞれ四分の三の県費を補助することとしております。

また、国および県の補助並びに起債によるもの以外の町の財政負担に対しては、特定地域振興資金を貸付け、町財政を援助し、この事業の完遂に遺憾なきを期することとしております。

★住宅団地用地造成県費貸付……千五百二十四万円

姫戸町四ヶ所六万二千九百七十五平方メートル、竜ヶ岳町八ヶ所十二万九千六百一十一平方メートル、倉岳町二ヶ所三千七百三十五平方メートル計十四ヶ所二十二万四千三百二十一平方メートルの住宅団地造成を国庫四億五千二百一十一万円、起債一億三千五百五十万円、県費貸付け千五百二十四万円、合わせて六億二千九百五十五万円を四十八年度中に行ないます。

★町単独の宅地造成事業に対する県補助……三千七百二十二万円

町が単独で行なう宅地造成事業（国庫補助対象外分）に対してその事業費に県費補助四分の三を行ないます。

★町単独の宅地造成事業に対する県費貸付……千二百四十一万円

町が単独で行なう宅地造成事業（国庫補助対象外分）に対して、県費を四十八年度千二百四十一万円貸付けることとしました。

天草被災地集団移転事業費構成一覧

(住宅団地) 用地造成	48年度	国庫補助	起債	県費
		$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4} \times \frac{9}{10}$	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{10}$
(住宅建設) 等助成	49年度	国庫補助	起債	県費
		$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4} \times \frac{9}{10}$	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{10}$
(公共施設) 設置整備	49年度	国庫補助	起債	県費
		$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4} \times \frac{9}{10}$	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{10}$
(移転費) 町単独	49年度	国庫補助	県費補助	県費
		$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4} \times \frac{3}{4}$	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{4}$
	48年度	県費補助	県費貸付	県費
	49年度	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$